

新 旧 対 照 表(案)

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様_____に関する事項</p> <p>(3) 略</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>(分科会)</p> <p>第8条 会長は、第2条の協議事項に関して、必要に応じて分科会を設置することができる。</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃及び料金等に関する協議及び調整を行うため、分科会を設置することができる。なお、この場合において分科会の構成員は次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) 徳島市</p> <p>(2) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 住民代表者</p> <p>(4) 四国運輸局徳島運輸支局</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この要綱は、令和6年3月 日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>(3) 略</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p>(分科会)</p> <p>第8条 会長は、第2条の協議事項に関して、必要に応じて分科会を設置することができる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>